

「携帯電話会社をかたる偽のSMS」 ～偽サイトに誘導し情報詐取～

内容

携帯電話会社名で、スマホに料金未納分があるとショートメッセージサービス(SMS)が届いた。記載されていたURLを開いたところ、携帯会社の決済画面が出たため、IDとパスワードを入力すると決済完了となり、画面に使用したことのない通販サイト名と10万円が決済されたことが表示された。不正請求だと思う。どうすればいいか。(30代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

携帯電話会社をかたる偽SMSをきっかけに消費者のキャリア決済が不正利用されたという相談が、全国の消費生活センターなどに多く寄せられています。

キャリア決済とは、スマホなどで購入した商品などの代金を、月々の携帯電話の利用料金とまとめて支払うことのできる決済サービスです。

手口は「不正ログインされた可能性がある」などの偽のSMSを消費者に送り、偽の携帯電話会社サイトへ誘導。そこでIDやパスワードなどを入力させて必要な情報を詐取し、ショッピングサイトでの商品購入などの支払いでキャリア決済を不正利用します。送られてくる文面や差出人の情報が少ないため偽物と見分けるのが難しく、誰でもだまされやすいのです。

トラブルを避けるため次の点に注意しましょう。

記載されたURLに安易にアクセスしない。万が一アクセスしてしまった場合も、ID・パスワード等をすぐに入力しない。

決済利用時の本人認証方法を強化したり、セキュリティソフトの導入、迷惑メールの対策サービスなどを活用する。

キャリア決済の設定を「利用限度額を低額にする」「必要がなければ利用しない」にする。

身に覚えのないキャリア決済利用通知などが届いたら、すぐに自分で調べた携帯電話会社や購入店に連絡する。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります